う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」と総称する。）とする。

（出資等の場合の額面金額）

第四条　法第十条第一項又は第十条の二第一項の規定により出資し又は拠出する場合において、銀行に交付する通貨代用国庫債券の額面金額は、出資し又は拠出する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（償還の手続）

第六条　政府は、銀行から通貨代用国庫債券の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める勘定（第八条において「銀行の勘定」という。）に払い込むものとする。

一　アメリカ合衆国通貨をもつて表示する通貨代用国庫債券の償還の請求を受けた場合　銀行が指定した機関における銀行の勘定

二　本邦通貨をもつて表示する通貨代用国庫債券の償還の請求を受けた場合　法第十四条の規定により寄託所として指定された日本銀行における銀行の勘定

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第十一号の二書式付表を次のように改める。

う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」という。）とする。

（出資等の場合の額面金額）

第四条　法第十条第一項又は第十条の二第一項の規定により本邦通貨に代えて国債をもつて出資し又は拠出する場合において、銀行に交付する通貨代用国庫債券の額面金額は、出資し又は拠出する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（償還の手続）

第六条　政府は、銀行から通貨代用国庫債券の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行なうときは、その償還を行なう金額を法第十四条の規定により寄託所として指定された日本銀行における銀行の勘定（以下「銀行の勘定」という。）に払い込むものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択					
	固定金利方式	利率見直し方式				
		5年毎	10年毎	15年毎	20年後	30年後
Ⅰ　一般会計債						
1　公共事業等						
2　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業						
3　公営住宅建設事業						
4　災害復旧事業						
5　学校教育施設等						
6　一般廃棄物処理						
7　一般補助施設等						
（うち、特別転貸債（下段に転貸先を記入し選択））						
8　防災対策						
9　辺地対策						
10　過疎対策						
Ⅱ　公営企業債						
1　水道事業（上水道事業）						
2　水道事業（簡易水道事業）						
3　交通事業（都市高速鉄道事業）						
4　交通事業（一般交通事業）						
5　港湾整備事業						
6　病院事業						
7　下水道事業						
Ⅲ　臨時財政対策債						
Ⅳ　再生振替特例債						